H 3 4 . 3 . 3 1

 原 議 長 期 保 存

 群 少 第 1 8 2 号

 平成 2 3 年 8 月 3 0 日

 [広広]

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

被害少年保護活動の推進について(通達)

被害少年の保護のための活動(以下「被害少年保護活動」という。)については、被害少年の精神的被害の軽減、再被害の防止等を目的に推進しているところであるが、当該少年の健全育成を図るため、次のとおり組織的かつ効果的な活動の実施に努められたい。

記

- 1 被害少年の早期発見・保護
- (1) 被害少年の発見・保護の観点に立った各種取組の推進 街頭補導活動及び福祉犯の取締りを強化するほか、少年相談、110番通報等を 通じ、被害少年の早期発見・保護に努める。
- (2) 少年相談の充実
  - ア 被害少年に関する相談業務を実施していることについて積極的な広報を行うと ともに、少年相談室の整備、こどもの悩み110番電話及び電子メールによる相 談窓口の開設など被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。
  - イ 夜間・休日における相談について、警察安全相談の利用や緊急性ある場合の 110番通報、管轄警察署への連絡等を広報するなど、適切な相談対応に努める。
  - ウ 児童相談所や教育委員会、各市青少年センター等相談窓口において受理した被 害少年からの相談等に迅速かつ的確に対応するため、緊急時における被害少年と の連絡方法を確認するなど、平素から各種相談窓口との連携協力に配意する。
- (3) 児童虐待への対応

児童虐待に関する教養の充実を図るとともに、児童虐待が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するとともに、児童相談所等関係機関と連携

した対応を図るなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を徹底する。

- 2 被害少年に対する適切な支援の推進
- (1) 被害少年の状況に応じた適切な支援の推進
  - ア 被害少年に対して再び被害に遭うことを防止するための指導・助言など適切な 支援を行う。また、その精神的被害を回復するため特に必要と認められる場合に は、保護者の同意を得た上で、少年警察補導員等により、犯罪被害者等早期援助 団体を始めとする被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画 的なカウンセリングの実施及び家庭、学校等と連携した環境調整等の継続的な支 援(以下「継続的支援」という。)を行う。
  - イ 刑事部門等関係部門との連携を強化し、継続的支援の必要な被害少年に関する 情報が少年課に集約されるよう情報連絡体制を整備する。
- (2) 部外専門家、関係機関、ボランティア等との緊密な連携
  - ア 継続的支援に当たっては、広報広聴課被害者支援室との連携に配意するとともに、必要に応じて臨床心理学、精神医学等の部外専門家の助言を受けられる体制を整備する。
  - イ 保護者や学校等の関係機関との連絡を密にするとともに、地域のボランティア 等と連携するなどして、被害少年の生活状態や取り巻く環境の変化等をできる限 り把握し、状況に応じたきめ細かな活動の実施に努める。
- 3 被害少年に係る再被害等の防止
- (1) 被害少年に係る再被害及び被害拡大の防止

被害少年が繰り返し児童虐待等の被害に遭うことを防止するため、児童相談所や 学校等関係機関との協力関係の構築に努め、必要に応じ児童相談所への通告等を行 う。福祉犯の被害少年については、保護者や学校関係者等に再被害防止のための配 慮を求めるとともに、同種被害を防止するため必要な措置を講じる。

また、児童ポルノ事犯については、インターネット上の画像の流通・閲覧による被害拡大を防止するため、サイト管理者等に対する画像の削除依頼を行う。

(2) 被害少年に対する情報の保護

被害少年に関して知り得た秘密の厳格な保持に配意するとともに、少年が被害者である事件に係る新聞その他の報道機関への発表において、被害少年のプライバシーに十分配慮する。

(3) 事情聴取における被害少年への配慮

被害少年の事情聴取に当たっては、少年の特性や個々の事情に配慮し、特に性に 係る犯罪の被害少年については、少年が希望する場合には女性警察官による事情聴 取を行うなど、可能な限り被害少年の精神的被害を軽減するための措置を講じる。

## 4 職員に対する教養の充実

継続的支援を行う少年警察補導員等については、被害少年の心理等に関する知識やカウンセリング技術の習得・向上を図るため、各種教養や部外研修の受講機会を拡充し、その専門的能力の向上に努めさせる。

また、被害少年と接する警察職員に対しては、被害少年保護活動の必要性、被害少年と面接する場合の留意事項等について指導教養を実施する。